資料7

平成22年度　修繕実績

NO.	修繕工事名
1	宿泊棟2階女子ﾄｲﾚ南壁ﾀｲﾙ修繕
2	管理研修棟2階南階段雨漏り修繕
3	総合研修館前ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ付近壁塗装改修
4	大・小浴場　化粧鏡老朽化に伴う取替修繕
5	総合研修館屋根雨漏り修繕
6	ﾌﾟﾛﾊﾟﾝﾊﾞｽ調整器取替修繕
7	文化室障子張替、建付け修理
8	宿泊棟和室ｸﾛｽ張替修理(宿219号室)
9	自動火災報知機設備
10	ｶﾞｽ警報器取替修繕(事務室・研修棟2F・3F)
11	管理研修棟ｴﾝﾄﾗﾝｽ屋根防水工事、中廊下ﾄﾞｱﾌﾛｱﾋﾝｼﾞ入替
12	宿泊棟通路雨よけ庇設置改修工事
13	管理研修棟2階和室ｴｱｺﾝ修理
14	宿泊棟屋根雨漏り修繕及び桶取付改修
15	管理研修棟LANｹｰﾌﾞﾙ配線改修工事
16	ﾚｽﾄﾗﾝ食器洗浄機給水ﾊﾞﾙﾌﾞ修理
17	自火報感知器伝送不良感知器取替修繕
18	厨房給水管漏水配管取替修理
19	中央監視室エアコン老朽化に伴う取替修繕
20	高圧洗浄機修理費
21	総合研修館屋根天場防水修理
22	屋外灯自動点灯・消灯設備改修工事
23	
24	ｴﾝﾄﾗﾝｽ塗装、中庭旗ﾎﾟｰﾙ用ﾛｰﾌﾟ交換修繕
25	宿泊棟非常らせん階段1階から3階塗装改修
26	つどいの広場・植栽改修工事
27	宿泊棟217・218号室畳表装替修理
28	レストラン洗米機ホッパー金具修理
29	進入路途中・ｾﾝﾀｰ専用駐車場看板修繕
30	地下ﾋﾟｯﾄ内自動火災報知器経年劣化の為取替修繕
31	進入路出入り口両ｻｲﾄﾞ・ｾﾝﾀｰ看板修繕
32	宿泊棟2階談話ｺｰﾅｰ北壁修理
33	浄化槽ばっ気配管取替修繕工事
34	高圧電気設備更新改修工事
35	温水ﾋｰﾀ燃焼室内水洗清掃作業・調整修繕
36	雨水配管保温修理及び2.3階ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ前壁・天井修理
37	焼却炉解体処分修繕
38	大研修室排煙窓修理、研修棟防火ｼｬｯﾀｰ開閉装置交換修理
39	宿泊棟通路雨漏り修理
40	水道バルブ取付改修・浴室タイル修繕
41	1階・3階男子・女子トイレ壁タイル等取替修繕
42	排水管つまりによる清掃修繕について
43	文化室ファンコイル不点調査・修繕2か所
44	宿泊棟2階多目的ﾄｲﾚｳｫｼｭﾚｯﾄ取付修繕工事
45	沈殿槽異流管つまり除去修繕
46	宿泊棟浴場止水栓取替修繕工事
合計　9，077，830円	

平成23年度　修繕実績

NO.	修繕工事名
1	創作室暗幕(ｶｰﾃﾝ)取付改修
2	浄化槽調整ポンプ取替No.2取替改修工事
3	ﾘﾈﾝ室間仕切りｶﾞﾗｽ割り替え修理
4	宿泊棟小浴場脱衣室床修理
5	ｶﾞｽﾒｰﾀｰ(ﾚｽﾄﾗﾝ調理室内)有効期限切れによる調整修理について
6	第1医務室ｶｰﾃﾝ取付改修
7	宿泊棟2階南女子手洗排水管修理
8	ﾚｽﾄﾗﾝ食器洗浄機槽水流ﾎｰｽ、ﾊﾞﾝﾄﾞ等取替修繕
9	宿泊棟他塗装補修工事
10	管理棟2階階段下玄関横雨漏り修理
11	管理棟3階大研修室前雨どい漏れ修理
12	宿泊棟2階談話ｺｰﾅｰ内線電話修理
13	宿泊棟2,3階手洗い場ｺﾝｾﾝﾄ増設修繕工事
14	宿泊棟2階6箇所ﾀﾞｸﾄ用換気扇取替修繕
15	ﾚｽﾄﾗﾝ冷蔵庫修理、食器洗浄機ｶﾞｽ給湯部分水漏れ修理
16	浄化槽送風機ｵｲﾙ漏れ修繕
17	ﾚｽﾄﾗﾝ食器洗浄機給水管漏水修理及び流し台排水管漏水修理
18	レストラン冷蔵庫電気コード延長改修工事
19	小浴場脱衣場床部分補修修理
20	ﾚｽﾄﾗﾝﾗｳﾝｼﾞ電気コード増設改修
21	宿泊棟201号空調基盤取替え修繕
22	屋外乾燥機置き場消火器及びBOX取付工事
23	ﾚｽﾄﾗﾝ食器消毒保管庫不具合修理、食器洗浄機洗浄ﾎﾟﾝﾌﾟ取替及び調整修理
24	電話交換機のﾊﾞｯﾃﾘｰ取付修繕
25	小浴場脱衣場床修理及び床下通気口7箇所取付修繕
26	宿泊棟階段手摺修繕
27	ﾘﾔｶｰ溶接修繕
28	レストラン食器洗浄機不具合による修繕
29	冷蔵庫修理/検食用不具合による修繕
30	総合研修館舞台設備ﾊﾞﾄﾝﾜｲﾔｰ交換、幕のほつれ等修繕
31	消火器入替/管理研修棟分：消化設備点検時不具合により新規格品へ更新
32	ﾗｳﾝｼﾞ古い流し台給水管水漏れによる修繕
33	ｴﾝﾄﾗﾝｽ両ｻｲﾄﾞ窓鉄枠老朽化に伴い腐食による修繕
34	所長室ﾌｧﾝｺｲﾙ修理、208号室ﾀﾞｸﾄ用換気扇取替修繕
35	レストラン厨房回転釜ﾊﾞｰﾅｰ取替修繕
36	宿泊室ｴｱｺﾝ改修更新工事/201,202,203,205,206,209号室
37	宿泊室2階ｸﾛｽの修繕/管理棟ｶﾞﾗｽ窓ｺｰｷﾝｸﾞ及び桶改修
38	研修棟から宿泊棟への通路塗装改修、宿泊棟出入り口通路南側雨よけ庇改修工事
39	厨房給湯器老朽化に伴う更新改修
40	宿泊棟ﾍﾞｯﾄ引出ｽﾗｲﾄﾞﾚｰﾙ取替え修理
41	管理棟通路天井点検口修理及び宿泊棟3階天井照明ｶﾊﾞｰ修理
合計　8，902，834円	

三重県立鈴鹿青少年センター物品一覧表

資料8

物品一覧(管理備品)　　平成24年4月1日現在

内訳番号	管理（品目）番号	品名
01	050000032447	デスクトップパソコン（フロンティア神代）
02	050000032451	液晶ディスプレイ　ＩＯ　ＤＡＴＡ
03	050000029638	ＡＥＤ（ライフパック５００バイフェージック）
04	000000184812	作業用卓
05	000000184813	作業用卓
06	000000184814	作業用卓
07	000000184815	作業用卓
08	000000184816	作業用卓
09	000000184817	作業用卓
10	000000184811	作業用卓
11	000000184818	作業用卓
12	000000184819	作業用卓
13	000000184820	作業用卓
14	000000184821	応接セット
15	000000184822	金庫
16	000000184823	鋼鉄製整理箱
17	000000184827	薬品棚
18	000000184828	キーボックス
19	000000184829	キーボックス
20	000000184833	カウンター
21	000000184834	カウンター
22	000000184838	ＯＨＰエレベーター式専用台
23	000000184839	ＯＨＰエレベーター式専用台
24	000000184843	差込式雑誌架
25	000000184845	裁断機
26	000000184846	せん孔器
27	000000184847	紙折器
28	000000184855	テレビ
29	000000184856	ビデオプロジェクター
30	000000184859	ワイヤレスアンプ
31	000000184862	アンプ
32	000000184877	マイクロフォン（ハンド型）
33	000000184878	マイクロフォン（ハンド型）
34	000000184879	マイクロフォン（ハンド型）
35	000000184880	マイクロフォン（ハンド型）
36	000000184881	マイクロフォン（ハンド型）
37	000000184882	マイクロフォン（ハンド型）
38	000000184887	拡声器
39	000000184893	ビデオデッキ
40	000000184894	写真機
41	000000184895	写真機
42	000000184896	オーバーヘッドプロジェクター
43	000000184897	オーバーヘッドプロジェクター
44	000000184898	映写機（１６ミリ）
45	000000184900	映写機（スライド）
46	000000184901	映写機（１６ミリ）
47	000000184902	映画フィルム
48	000000184903	映画フィルム
49	000000184904	映画フィルム
50	000000184905	映画フィルム
51	000000184906	映画フィルム
52	000000184908	ビデオカメラセット
53	000000184909	レンズ
54	000000184910	スライドフィルム映写機
55	000000184911	スクリーン
56	000000184912	ストップウォッチ
57	000000184919	パンフレットスタンド
58	000000184920	パンフレットスタンド
59	000000184921	木工具セット
60	000000184954	ルームエアコン
61	000000184965	茶道用具
62	000000184967	アコーディオン
63	000000184974	エレクトーン
64	000000184976	ピアノ
65	000000184977	ピアノ
66	000000185000	電気掃除機
67	000000185064	貯湯式湯沸器
68	000000185067	ドリンクディスペンサーカート
69	000000185068	ドリンクディスペンサーカート
70	000000185073	スチームコンベクションオーブン
71	000000185074	製氷機

72	000000185086	包丁殺菌庫
73	000000185089	冷凍庫
74	000000185090	ガス回転釜
75	000000185093	流し台
76	000000185095	流し台
77	000000185096	流し台
78	000000185097	流し台
79	000000185099	流し台
80	000000185100	フライヤー
81	000000185101	置台
82	000000185103	調理台
83	000000185104	調理台
84	000000185106	食器洗浄機
85	000000185112	配膳台
86	000000185113	配膳台
87	000000185114	配膳台
88	000000185115	配膳台
89	000000185116	配膳台
90	000000185117	配膳台
91	000000185118	配膳台
92	000000185119	配膳台
93	000000184835	演台
94	000000184875	マイクロフォン（ハンド型）
95	000000184876	マイクロフォン（タイピン型）
96	000000184888	照明器具フットライト
97	000000184889	照明器具フットライト
98	000000184890	照明器具フットライト
99	000000184955	バレーボール・テニス兼用支柱
100	000000184956	バレーボール支柱
101	000000184957	卓球台
102	000000184958	卓球台
103	000000184959	卓球台
104	000000184960	卓球台
105	000000184961	卓球台
106	000000184962	卓球台
107	000000184963	卓球台
108	000000184966	テニスネット
109	000000184968	ゲートボール用具
110	000000184969	ゲートボール用具
111	000000184970	綱引きロープ
112	000000184972	綱引きロープ巻取り器
113	000000185125	パンラック
114	000000185126	パンラック
115	000000185130	脇台
116	000000185131	水圧洗米器
117	000000185136	食器消毒保管機
118	000000185138	ライスタンク
119	000000185143	野菜切機
120	000000184973	防球ネット
121	000000184975	ピアノ
122	000000184978	テント
123	000000184979	テント
124	000000184980	テント
125	000000184981	テント
126	000000184982	テント
127	000000184983	テント
128	000000184984	テント
129	000000184985	テント
130	000000184986	テント
131	000000184987	テント
132	000000184988	テント
133	000000184992	ターゲットバードゴルフ
134	000000184993	ターゲットバードゴルフ
135	000000184994	ターゲットバードゴルフ
136	000000184999	電気掃除機
137	000000185022	荷車（リヤカー）
138	000000185031	ブロンズ像
139	000000185037	鉄製かがり火台
140	000000185038	鉄製かがり火台
141	000000185087	包丁まな板殺菌庫
142	000000004582	双眼顕微鏡
143	000000004584	双眼顕微鏡
144	010000001614	プリンタ
145	010000003800	スポッティングスコープ

146	010000003801	スポッティングスコープ
147	010000003802	スポッティングスコープ
148	010000003803	スポッティングスコープ
149	010000003804	スポッティングスコープ
150	010000003805	スポッティングスコープ
151	010000003806	スポッティングスコープ
152	010000003807	スポッティングスコープ
153	010000003808	簡易水質検査器
154	010000003809	大気成分検知機
155	020000001123	芝刈り機
156	020000001136	ラミネート機
157	020000001137	ビデオデッキ
158	020000001127	デジタルビデオカメラ
159	020000001128	アクセサリーキット
160	020000001129	専用パソコン接続キット
161	020000001130	バッテリーパック
162	020000001131	メモリースティック
163	020000001132	メモリースティックアダプター
164	020000001133	ビデオライト
165	020000001134	リモコン三脚
166	020000001135	キャリングバッグ
167	020000013390	ホワイトボード
168	000000217212	プリンター式
169	000000217213	プリンター式
170	000000217214	プリンター式
171	000000217215	プリンター式
172	000000217216	プリンター式
173	020000023508	角テーブル（４人掛け）
174	020000023509	角テーブル（４人掛け）
175	020000023510	角テーブル（４人掛け）
176	020000023511	角テーブル（４人掛け）
177	020000023512	角テーブル（４人掛け）
178	020000023513	角テーブル（５人掛け）
179	020000023514	角テーブル（５人掛け）
180	020000023515	角テーブル（５人掛け）
181	020000023516	角テーブル（５人掛け）
182	020000023517	角テーブル（５人掛け）
183	020000023518	会議用スタッキングチェアー
184	020000023519	会議用スタッキングチェアー
185	020000023520	会議用スタッキングチェアー
186	020000023521	会議用スタッキングチェアー
187	020000023522	会議用スタッキングチェアー
188	020000023523	会議用スタッキングチェアー
189	020000023524	会議用スタッキングチェアー
190	020000023525	会議用スタッキングチェアー
191	020000023526	会議用スタッキングチェアー
192	020000023527	会議用スタッキングチェアー
193	020000023528	会議用スタッキングチェアー
194	020000023529	会議用スタッキングチェアー
195	020000023530	会議用スタッキングチェアー
196	020000023531	会議用スタッキングチェアー
197	020000023532	会議用スタッキングチェアー
198	020000023533	会議用スタッキングチェアー
199	020000023534	会議用スタッキングチェアー
200	020000023535	会議用スタッキングチェアー
201	020000023536	会議用スタッキングチェアー
202	020000023537	会議用スタッキングチェアー
203	020000023538	会議用スタッキングチェアー
204	020000023539	会議用スタッキングチェアー
205	020000023540	会議用スタッキングチェアー
206	020000023541	会議用スタッキングチェアー
207	020000023542	会議用スタッキングチェアー
208	020000023543	会議用スタッキングチェアー
209	020000023544	会議用スタッキングチェアー
210	020000023545	会議用スタッキングチェアー
211	020000023546	会議用スタッキングチェアー
212	020000023547	会議用スタッキングチェアー
213	020000023548	会議用スタッキングチェアー
214	020000023549	会議用スタッキングチェアー
215	020000023550	会議用スタッキングチェアー
216	020000023551	会議用スタッキングチェアー
217	020000023552	会議用スタッキングチェアー
218	020000023553	会議用スタッキングチェアー
219	020000023554	会議用スタッキングチェアー

220	020000023555	会議用スタッキングチェアー
221	020000023556	会議用スタッキングチェアー
222	020000023557	会議用スタッキングチェアー
223	020000023558	会議用スタッキングチェアー
224	020000023559	会議用スタッキングチェアー
225	020000023560	会議用スタッキングチェアー
226	020000023561	会議用スタッキングチェアー
227	020000023562	会議用スタッキングチェアー
228	020000023563	会議用スタッキングチェアー
229	020000023564	会議用スタッキングチェアー
230	020000023565	会議用スタッキングチェアー
231	020000023566	会議用スタッキングチェアー
232	020000023567	会議用スタッキングチェアー
233	020000033876	フライヤー
234	020000033877	コールドテーブル冷蔵庫
235	020000033878	コールドテーブル冷凍庫
236	020000033901	冷凍庫
237	020000033902	冷凍庫
238	020000026482	ファクシミリ
239	020000026483	ワイヤレスアンプシステム
240	020000026484	ワイヤレスマイクロフォン
241	020000026485	ワイヤレスマイクロフォン
242	020000026486	ワイヤレスマイクロフォン
243	020000034012	全自動洗濯機
244	020000026475	卓上型糸のこ機械
245	020000026476	卓上型糸のこ機械
246	020000026477	卓上型木工旋盤
247	020000026478	卓上型木工旋盤
248	040000000286	大型冷蔵庫
249	040000002202	衣類乾燥機
250	040000014160	像　（夏の朝）　近藤　英子作　第１７回日展（１９８７）作品
251	040000014161	書　（しゅう鱗）廣　安郎書
252	000000184831	レコードケース
253	000000185012	電気炉（七宝焼）
254	000000185013	電気炉（七宝焼）
255	000000185014	電気炉（七宝焼）
256	000000185015	電気炉（七宝焼）
257	000000185016	グラインダー
258	000000185019	ミニボール盤
259	000000185020	糸のこぎり盤
260	000000185054	冷蔵庫
261	000000184830	ギター戸棚
262	000000184924	扇風機（風呂用）
263	000000184925	扇風機（風呂用）
264	000000185010	水屋
265	000000185011	発電機
266	000000185025	日本画
267	000000185027	洋画
268	000000185028	洋画
269	000000185033	工芸品（タペストリー）
270	000000185035	シンボルカンテラ
271	000000185036	鉄製かがり火台
272	000000185039	原色日本動物図鑑木本編（Ⅰ）
273	000000185040	原色日本動物図鑑木本編（Ⅱ）
274	000000185041	三重県財務関係法規集
275	000000185042	三重県人事関係法規集
276	000000185043	三重県法規集
277	000000185044	レクレーション事典
278	000000185045	事例式社会保険の手続きと書式
279	000000185046	生涯学習情報ファイル
280	000000185047	国語大辞典
281	000000185048	故事俗語ことわざ大辞典
282	000000185050	新英和中辞典
283	000000185057	ラックシェルフ
284	000000185058	ステンレスエレクターシェルフ
285	000000185059	ステンレスエレクターシェルフ
286	000000185060	ステンレスエレクターシェルフ
287	000000185078	天体望遠鏡
288	000000185079	天体望遠鏡
289	000000185080	天体望遠鏡
290	000000185081	天体望遠鏡
291	000000185082	天体望遠鏡
292	000000185083	天体望遠鏡
293	000000185084	天体望遠鏡

294	000000185085	天体望遠鏡
295	000000185128	天体望遠鏡
296	090000013413	ガステーブル
297	090000013418	ドリンクディスペンサー
298	090000013419	ドリンクディスペンサー
299	090000013420	ドリンクディスペンサー
300	090000013421	ドリンクディスペンサー
301	090000013422	ドリンクディスペンサーカート
302	090000013423	ドリンクディスペンサーカート
303	090000014111	洗濯機
304	090000014112	洗濯機
305	090000014113	衣類乾燥機（簡易ユニット台）
306	090000014114	衣類乾燥機（簡易ユニット台）
307	000000185075	双眼鏡
308	000000185076	双眼鏡
309	000000185077	双眼鏡
310	090000010330	検食用冷凍庫
311	090000015586	ハイブリッド車
312	090000016827	デジタルテレビ（３２型）
313	090000016828	デジタルテレビ（３２型）
314	090000016829	デジタルテレビ（３２型）
315	090000016830	デジタルテレビ（３２型）
316	090000016831	デジタルテレビ（３２型）
317	090000016832	デジタルテレビ（３２型）
318	090000016833	デジタルテレビ（５２型）
319	090000016834	テレビ台
320	000000185032	工芸品（伊勢型紙）
321	100000006337	デジタル印刷機
322	100000007617	車椅子　背固定タイプ（自走）
323	100000007618	車椅子　背固定タイプ（自走）
324	100000007619	車椅子　背固定タイプ（自走）

◇◆ 野外炊飯用具貸出表 ◆◇

三重県立鈴鹿青少年センター

団体名　　使用日　　月　　日(　　)

用具名（cm）	備考（例）	現有数	使用数	チェック
用具入れかご　(45×57×35)	運搬用	40		
火ばさみ		40		
カレーなべ　(径27×深17)	カレー・みそ汁15人用	39		
ごはんなべ　(径21×深15)	ご飯　10～15人用	39		
ざる		40		
金(カナ)ボール		40		
さいばし(長ばし)		40		
しゃもじ(ごはん用)		40		
おたま		40		
フライがえし		40		
やかん	かまどの直火にはかけないでください	20		
包丁		60		
まな板		40		
皮むき器		18		
バケツ		20		
金あみ　(60 ×40)		40		
鉄板　(60 ×40)		20		
深なべ〔小〕　(径24×深22)	カレー 30人用	9		
深なべ〔中〕　(径27×深26)		2		
深なべ〔大〕　(径33×深32)		1		
ひらなべ〔はそり〕(径60)	豚汁等 50人用	5		
なた	薪わり用	15		
一輪車		5		
リヤカー		2		
かまど用　薪	一束　250円			

H23. 5～

（注）○上記の用具については、センターで実際にご確認の上、お申し込みください。

○**洗剤（研磨剤を含むものが良い）・ふきん・スポンジ・たわし・軍手・マッチ等**は各団体でご準備ください。

○使用後の清掃が不十分な場合、洗い直しとなります。

○当日の利用状況により、ご希望の数を貸し出しできない可能性が有ります。

＊返却時には、チェック欄に確認の○印を入れて、この表を事務所にお戻しください。

確認者氏名〔　　〕

スポーツ・レクリエーション用具リスト

三重県立鈴鹿青少年センター

利用団体名　　利用日　　月　　日（　）

◇◆室内スポ・レク◆◇

活動場所：総＝総合研修館　大＝大研修室　文＝文化室

活動種目	活動場所	用具数　備考	保管場所	使用数	返却
☆ドッヂビー	総	ドッヂビーディスク６	総研器具庫		
☆ソフトバレーボール	総	ｺｰﾄ2面　ﾎﾞｰﾙ5　ﾈｯﾄ･支柱2	総研器具庫		
☆バドミントン	総	ｺｰﾄ3面　ﾈｯﾄ･支柱3　ﾗｹｯﾄ25　ｼｬﾄﾙ（事務室）	総研器具庫		
☆インディアカ	総	ｺｰﾄ3面　ﾈｯﾄ･支柱3　羽根12（事務室）	総研器具庫		
☆フリーテニス	総	コート1面　ﾈｯﾄ・支柱1　ﾗｹｯﾄ5	総研器具庫		
☆卓球	総	卓球台6　ﾗｹｯﾄ24　ﾋﾟﾝ球30（事務室）	総研器具庫		
☆綱引き　(30m)	総	綱1　巻取器1	総研器具庫		
☆一輪車	総	一輪車15　ヘルメット20	階段下倉庫		
☆Gボール（ギムボール）	総	大（青）2個　小（赤）6個	階段下倉庫		
なわとび	総	長縄13　短縄35	総研器具庫		
わなげ	屋内	的5　輪80	総研器具庫		
けん玉	屋内	けん玉100	総研器具庫		
キャッチング・ザ・スティック	屋内	スティック40	総研器具庫		
カードゲーム	屋内	百人一首8（朗詠テープ3）　犬棒かるた20	文化室		
囲碁	屋内	囲碁セット8	文化室		
将棋	屋内	将棋セット7	文化室		
☆キャンドルサービス燭台	総･大	総研用1　大研用1　個人用40	総研器具庫		

◇◆野外スポ・レク◆◇

活動場所：多グ＝多目的グラウンド　森公＝青少年の森公園

活動種目	活動場所	用具数	保管場所	使用数	返却
☆ゲートボール	多グ	ｽﾃｨｯｸ38　玉40	階段下倉庫		
☆ターゲットバードゴルフ	多グ	ｸﾗﾌﾞ15　ﾏｯﾄ14　ﾎﾞｰﾙ41　ｺﾞｰﾙ3	階段下倉庫		
☆綱引き	多グ	綱1　巻取器1	駐車場隣倉庫		
☆オリエンテーリング	森公	ｾﾞｯｹﾝ100　ポスト50　ﾊﾟﾝﾁ一式(事務室)	階段下倉庫		
ペタンク	多グ	６球	階段下倉庫		

◇◆スポーツ大会・小運動会用具◆◇

用具名	個数	備考	保管場所	使用数	返却
コーナーポスト	9	赤･緑･黄･青４色×２　白×1	総研器具庫		
バトン	24	６色×４	総研器具庫		
タスキ・アンカータスキ	7セット	７色×４０　ｱﾝｶｰﾀｽｷ5色	総研器具庫		
巻き尺	1	50m	事務室		
ストップウォッチ	6	プリンタ2	事務室		
☆トランシーバー	6		事務室		

☆印＝日帰りの利用者の方は有料です。

※使用後は返却欄にチェックをして、この用紙を事務所にお戻しください。

H21年度改正版

三重県立鈴鹿青少年センター
施設管理業務委託仕様書

目　次

施設管理委託仕様書

Ⅰ　共通仕様書

Ⅱ　運転管理業務仕様書
　　運転・監視業務
　　室内環境測定業務
　　各保守点検業務

Ⅲ　定期保守点検業務仕様書
　　定期保守点検内訳表
　　各定期保守点検業務内容

Ⅳ　清掃業務仕様書

施 設 管 理 委 託 仕 様 書

【委託名称】　三重県立鈴鹿青少年センター 施設管理業務委託

【実施場所】　施設名 ： 三重県立鈴鹿青少年センター
所在地 ： 三重県鈴鹿市住吉町南谷口

【委託期間】　平成21年4月1日～平成25年3月31日 （4年間）
ただし、上記委託期間中であっても、三重県教育委員会と財団法人三重県体育協会との指定管理期間が終了した場合は、それまでの期間とする。

【業務の内容】　施設の運転管理業務と定期保守点検業務
清掃業務

Ⅰ　共通仕様書

1．目的

本仕様書は、三重県立鈴鹿青少年センター（以下、「委託者」と言う）の施設を、『運転管理業務仕様書』と『定期保守点検業務仕様書』、『清掃業務委託仕様書』の要領により、規定時間内の管理及び施設運営に支障のないように万全を期して保全業務や定期保守点検、清掃業務を計画的に行い、各設備の機能が十分に発揮されるように、各施設を常に良好な状態に保持する事を目的として、必要な事項を定める。

2．一般事項

(1)　本仕様書並びに関係法令に従い委託者の設備の保守管理業務を厳正に遂行する。
(2)　本仕様書に記載なき事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課保全指導室監修「建築保全業務通仕様書」による。
(3)　業務に当たっては、絶えず委託者と打ち合わせを行い承諾を得ること。
(4)　業務遂行上必要な官公庁への諸届出書の手続きは受託者が行う。
(5)　時間外の事故、故障、あるいは災害対策時など委託者の要請があれば直ちに技術者を派遣して対応するものとする。
(6)　イベント開催時の時間外、休日出勤及び冷暖房時期における早出出勤などは、委託者の事前要請により対応するものとする。
(7)　建物及び設備などが故障、破損又は劣化などにより、緊急な処置が必要なときは、速やかに委託者に報告するとともに、修理又は応急処置を施すこと。
(8)　業務の実施に必要な電気、ガス、水道などの光熱水費は、委託者の負担とする。
(9)　官公庁、検査代行機関が行う検査及び本業務以外の点検整備並びに協会が行う各種業務に立ち会い、その結果を報告する。なお、検査料は受託者の負担とする。
(10)　点検整備終了次第、直ちに機械設備の運転を行うものとする。

3．受託者の負担の範囲

(1)　点検に必要な工具、計測機器などの機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受託者の負担とする。
(2)　保守に必要な消耗部品及び材料、油脂など（支給材料を除く）、また受託者が使用の事務用

消耗品は、受託者の負担とする。

(3) この仕様書に明記されていない事項でも、業務遂行のために当然必要なこと、又軽微な変更はすべて受託者の負担とする。

(4) 業務遂行中、既設造営物及び備品などに破損を与えぬよう留意し、損傷を与えた場合は、速やかに委託者に連絡し、その指示に従い受託者の負担で補修、交換又は弁償すること。

II 運転管理業務仕様書

1 業務概要

運転管理業務は、次に掲げる項目のとおりとする。

(1) 運転・監視業務

① 一般事項

② 電気設備

③ 機械設備

・空気調和設備
・給排水衛生設備
・真空式温水ヒータ設備
・浴場ガス給湯・その他ガス設備
・空気清浄機
・その他の施設設備

④ 機器の日常点検

(2) 室内環境測定業務

2 業務時間

勤務時間

年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日。（休憩時間45分）

① 8:00 ～ 17:00 1ポスト

② 15:00 ～ 23:00 1ポスト

但し、冷・暖房期間及び災害対策等による時間外の勤務、あるいは委託者の都合により上記勤務時間を変更する事ができる。この場合において、常駐させる技術者の勤務体制は、早出勤務、遅出勤務等、勤務時間を割り振り実施することができる。

なお、勤務時間外等における故障、又は異常等により委託者の要請があれば直ちに技術者を派遣して、修理調整等を行わなければならない。

3 業務責任者

(1) 業務責任者とは、業務を総合的に把握し調整を行う者をいう。

(2) 受託者は、業務責任者を定め施設管理責任者（委託者が指定する者）に届け出る。業務責任者を変更した場合も同様とする。

(3) 業務担当者の安全衛生に関する管理については、業務責任者が責任者となり、関係法令に従って行う。

4 業務担当者及び必要資格

(1) 常駐させる技術者は、電気及び機械設備管理実務経験者とし、以下の資格については必ず取得していること。

・第2種電気工事士
・2級ボイラー技師、危険物取扱者（乙種4類）

(2) 運転監視、定期保守点検、小規模な修繕等業務を行うものは、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、取扱機器に関連する国家免許及び技術講習修了者若しくは同等以上の技能を有し、機械設備保守管理などの実務経験5年以上の者とする。

(3) 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。

5 業務計画書

業務責任者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務を行う者が有する資格などの業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を施設管理責任者に提　出し、協議する。

6 業務報告書

業務の結果を建築保全業務報告書書式などによる報告書に記入し、作業終了後、速やかに施設管理責任者に提出する。なお、点検及び保守、運転・監視業務については、必要に応じ劣化状況などを示す写真及び図面を提出する。

7 養生及び清掃

(1) 作業にあたっては、建物の床・壁及び対象機器などを破損する恐れのある場合には、事前に必要な養生を行う。

(2) 点検作業が終了したときは、養生材、工具などを撤去し、点検対象機器（清掃困難なものを除く）及び床・壁などを清掃する。

8 業務内容

(1) 運転・監視業務

① 一般事項

a 運転・監視にあたっては、日常の運転、監視、巡視、点検及び記録作業を行う。

b 関連する機器類の制御を適切に行い、中央監視盤等により効率的な運転を行う。

c 「保安規程」「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」「労働安全衛生法」「消防法」など関係法令を遵守するとともに運転に係る取り扱いを法令で定めがある場合には、当該法令の定めるところによる。

d 次にあげる事項を記録し、施設管理責任者の求めがある場合には直ちに提示する。
・記録を行った者
・機器の運転開始時刻及び終了時刻
・電気、水道、ガス、燃料などの使用量
・その他仕様書に定める事項

e 災害発生に伴う重大な危険が認められる場合は、直ちに必要な措置を講じるものとする。この場合、直ちに施設管理責任者に通報するとともに、防災センターなどとの連絡調整を行うものとする。

f 業務責任者は、機器などに異常が認められた場合の連絡体制、対応等について、施設管理責任者と予め協議して定めておく。なお、緊急を要する場合には、業務担当者は必用な措置を直ちに講じるものとする。

g 次にあげる資料などの整理、保管を行う。
・図面及び機器の取扱説明書
・機器台帳など
・工具、器具とその台帳

h 電気室、機械室、受変電室などの設備室の整理整頓及び掃き掃除程度の清掃を行う。

i 設備の運転中、点検及び操作・使用上の障害となるものの有無を点検する。注意標識などの汚損、損傷などがなく、見やすい状態で適正に取り付けられていることを確認する。

② 電気設備

a 中央監視装置により運転予定表に従い、受変電設備、発電機設備、配電設備、電灯動力設備などの運転監視制御を行う。

b 運転・監視は、商用電源又は非常用電源の使用状態で、原則として目視により行う。

c 電気設備は、電気事業法による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規程を遵守して、その日常運転・監視及び測定・記録を行うものとする。

d 日常使用の多い、分電盤、制御盤など、幹線、照明器具、コンセント、点滅器などの配線器具の異音、異臭、過熱、変色、不点灯などの異常を巡視及び計器指示値などにより運転・監視を行う。

e　照明器具などのランプ交換。（必用な場合には、ランプ、反射板、カバーなどの清掃を行うものとする。）
f　分電盤、制御盤のキャビネット表面の除塵は日常の運転・監視業務に含む。
g　蓄電池用精製水、ヒューズ、照明器具などのランプ類（表示灯含む）、発電機用燃料は、支給材料とする。
h　受変電設備の運転・監視は、予め電気設備の配置図、結線図などを基に電気主任技術者と協議して巡視経路を定め点検する。なお、異常がある場合は速やかに、詳細を記入して電気主任技術者に報告する。
i　最大需要電力、力率の制御を行い、電気使用の合理化に努める。
j　不平衡電流、電圧変動を監視し、必要な処置を行う。
k　日常の巡視・点検、記録作業の内容及び周期は「建築保全業務共通仕様書」による。

③　機械設備
a　中央監視盤により、熱源機器、空調機、衛生機器、その他の設備を運転・監視し、効率の良い制御を行う。
b　機器又は設備の運転は、性能及び規格に適した燃料及び補給剤を用い、取扱説明書に従い適切に操作する。
c　運転開始前若しくは運転終了直後又は運転中に、巡視その他必要な状態監視を行う。
d　機器の種別に応じ、必要に応じて、各部の汚れの除去、調整、ネジの増締め、注油その他これらに類する措置を講じるものとする。
e　機器又は設備の運転・監視記録は、機器の種別に応じてそれぞれ定められた項目について行う。
f　労働基準監督署又は検査代行機関が行う性能検査に立ち会う。
g　冷暖房期の運転時間の短縮、熱源機器の省エネ運転など、適正な制御により高効率運転を行う。
h　飲料水、空調用水の水質を確保し、給水系統に遺物が混入しないよう監視する。
i　水圧、水量を調整し、節水に努める。
j　配管の水漏れ、排水の異臭を監視し処置を施す。
k　日常の巡視・点検及び記録作業の内容及び周期は、「建築保全業務共通仕様書」による。

④　機器の日常点検
a　以下に定める機器について、適切に作動点検及び必要に応じて外観点検を実施する。
b　作動点検は、取扱説明書に従い適正に操作する。機器の故障等異常を発見した場合は、機器の種別に応じ、必要に応じて、各部の汚れの除去、調整、ネジの増締め、性能及び規格に適した燃料及び補給剤を用いた注油、その他これらに類する措置を講じるものとする。
c　日常点検記録は、機器の種別に応じて、作業実施日、担当、点検項目等について行う。

(2)　室内環境測定業務

本業務の範囲は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第1条、第2条及び施行規則第3条、第4条に規程された測定を下記のとおり行うものとする。

①　測定項目、測定機器

（ア）浮遊物塵量　　(デジタル粉塵計P-3型)
（イ）一酸化炭素含有量　(真空法ガス検知器)
（ウ）炭酸ガス含有量　(　〃　)
（エ）温度　　(アスマン通風乾湿計)
（オ）湿度　　(　〃　)
（カ）気流　　(微風速計ISA-31型)
（キ）照度　　(光電式携帯照度計)
（ク）残留塩素　　(残留塩素計)
（ケ）騒音　　(簡易騒音計NA-02型)

②　測定場所

10 ～12ポイント
(注)測定場所は、変更することがある。

③　測定回数、測定方法

1日に2回実施。2回実施による平均値法。年6回

④　消耗品

受託者の負担とする。
（内訳）（ア）　ガス探知機　　(一酸化炭素検知機、炭酸ガス検知機)

（イ） デジタル粉塵計（電池）
（ウ） 微風速計　　（電池）
（エ） 簡易騒音計　　（電池）
（オ） DPD法試薬

⑤ 測定結果の報告

測定の都度、技術者が遅滞なく報告する。

＜電気設備保守点検業務内容＞

1　業務概要
電気設備保守点検業務

2　業務の内容
(1) 電気工作物の点検監視
①電気設備の巡視点検　　毎日・目視点検
ア　変圧器
イ　遮断機開閉器類
ウ　計器用変成器
エ　避雷器
オ　電力用コンデンサ
カ　母線導体、電力ケーブル、支持物
キ　配電盤制御回路
ク　蓄電池、充電装置
ケ　遠隔制御、監視装置、自動運転装置

(2) 配線設備の巡視点検　　毎日・目視点検
① 遮断機開閉器類
② 電線路、支持物

(3) 発電設備の外部点検　　毎日・目視点検
① 内燃機及び付属装置
② 発電機及び付属装置
③ 開閉器その他電気機器

(4) 蓄電池の温度、比重測定　　年2回

(5) 低圧回路の絶縁、接地抵抗の測定　　月1回

(6) 負荷設備の巡視点検
① 電動機及びその他の電気機器　　毎日・目視点検
② 照明器具（毎日巡視）　　不良品の取替・その都度
総合研修館の照明点検　　月1回
③ 制御盤、配分電盤、配線器具　　毎日・目視点検

(7) 電気工作物の記録その他
① 受電及び保安に関する記録　　毎日
② 定期検査の立会い　　その都度
③ 故障、又は異常が発生した場合の連絡及び指示された事項の処置　　その都度
④ エレベーターの運行監視　　毎日

＜空気調和設備保守点検業務内容＞

1　業務概要

空気調和設備保守点検業務

2　業務内容

(1) 冷温水発生機

① 冷温水コントローラー、蒸気用弁、空気源の点検	毎日
② 真空度、潤滑油、Vベルトの張り、ガスバラスト弁の作動確認	毎日
③ 循環ポンプ、冷温水出入口温度、冷却水の温度の点検、確認	毎日
④ 冷媒、溶液の液面、温度のチェック	毎日
⑤ 溶液のサンプリングテスト及び記録	毎日
⑥ 着火装置等自動制御機器点検（夏・冬期とも）	毎日
⑦ 軸受部、油圧、調整弁点検清掃（夏・冬期とも）	月1回
⑧ 電極部、ノズル及び電磁弁の点検清掃	月1回
⑨ 冷房シーズン中の点検監視	毎日
⑩ 冷房休止時の点検監視	1回
⑪ 暖房シーズン中の点検監視	毎日
⑫ 暖房休止時の点検監視	1回
⑬ 冷暖房時の排気煤煙の測定	毎日
⑭ ポンプ、モーターの清掃	週1回

(2) 冷却塔

① 水温、散水状態、送風機回転状態の点検	月1回（シーズン運転中は月3回）
② 補給水装置の点検	月1回（シーズン運転中は月3回）
③ オイルの補給	その都度
④ 部分塗装	その都度
⑤ 水槽及び散水板の清掃	月1回（シーズン運転中は月3回）
⑥ 軸受温度の点検	月1回（シーズン運転中は月3回）

(3) 冷温ヘッダー

温度計、圧力計、バルブ、可よう栓の点検	月1回

(4) オイルタンク

① 液面漏洩有無の点検	毎日
② 灯油地下タンク漏洩点検	週1回
③ 危険物設備の配管微加圧検査	年1回

(5) 空気調和機及びパッケージ型空気調和機

① 内部清掃	月1回
② 加湿装置の点検、清掃	月1回
③ 送風機のモーター、ベルト点検	月1回
④ 冷温水コイルの点検	月1回
⑤ 送風機の給油、点検	月1回
⑥ 制御機器の動作点検、ファンコイル用サーモの切り換え（夏・冬季）	月1回

(6) ファンコイル

① 流量弁の調整	月1回
② 内部清掃	年6回

(7) 自動制御機器

① 温度制御状態のチェック	月2回
② 電磁弁、モジュートロールモーター等の動作点検	月2回
③ 指示計器の点検	月1回

④ 監視盤の点検、チェック		月1回
⑤ シーズン中の故障等の整備		その都度
(8) 給排気ファン		
① 回転状態の点検		月1回
② オイルの補充		その都度
③ ベルトの点検		月1回
(9) ポンプ類		
① 吐出、吸込圧力の点検		毎日
② カップリングの点検		月1回
③ ポンプ本体の清掃		月1回
(10) 配管		
① 詰まり、水漏れ点検		その都度
② 配管被覆の点検		年1回
(11) 吹出口、吸込口		
吹出口、吸込口ガラリ等の清掃		年2回
(12) 宿泊棟ルームエアコン清掃	(1月～5月，10月～12月)	月1回
宿泊棟ルームエアコンリモコン点検	(6月～9月)	月2回

＜給排水衛生設備保守点検業務内容＞

1　業務概要
給排水衛生設備保守点検業務

2　業務内容

(1) 受水槽	
① バルブ開閉の点検	月１回
② ボールタップの点検	月１回
③ 使用水量の記録及び排水量の記録	毎日
(2) 高置水槽	
バルブ開閉の点検	月１回
(3) 配管	
① 詰まり、水漏れ点検	その都度
② 保温の点検	年2回
③ 衛生器具部品の取り替え	その都度
④ ポンプ類	
・吐出、吸込圧力の点検	毎日
・カップリングの点検	月1回
・ポンプ本体の清掃	月1回
⑤ 節水システムの点検	月1回
(4) 給水	
① 遊離残留塩素濃度測定	毎日2回
② 水質検査（法定検査）	年1回
③ 簡易検査（法定検査が合格の場合）	年1回
④ 水道施設検査	年1回
(5) 排水	
屋外汚水管の清掃	年2回

＜真空式温水ヒーター設備保守点検業務内容＞

1　業務概要
真空式温水ヒーター設備保守点検業務

2　業務内容

(1) 各種計器の指示値の点検・運転記録	毎時間
(2) 各種弁類の点検保守	毎日
(3) ヒーター用真空針、液面計、温度の点検	毎日
(4) 自動制御装置の機能点検	毎日
(5) 付属機器、配管等の機能点検保守	毎日
(6) 油元弁は運転前に開・停止後は閉の確認	毎日

＜浴場ガス給湯・その他ガス設備保守点検業務内容＞

1　業務概要
浴場・その他ガス給湯設備保守点検業務

2　設備概要
【浴場ガス給湯設備】
ガス給湯器　50号×3台
受水槽付加圧給水ポンプユニット
給湯循環ポンプ
密閉型膨張タンク(給湯用)
【ガス設備】
湯沸器バーナー等

3　業務内容
【浴場ガス給湯設備】

(1) 浴場ガス給湯設備目視点検	毎日
(2) 密閉形膨張タンクの圧力点検	毎日
(3) センサー管理	毎日

【ガス設備】

(1) 湯沸器のバーナーの点検	月1回
(2) ガス漏れの点検	月1回

＜その他の施設設備保守点検業務内容＞

(1) 自動扉の点検、監視	その都度
(2) 各種扉のドアチェック、ドアロックの調整、点検	その都度
(3) 放送設備、時計の音量及び時間調整	その都度
(4) 放送設備、時計の点検清掃	年2回
(5) その他施設内外の小破修繕	その都度

【定期保守点検内訳表】

区分	項目	内 容		実施周期	数量	単位
真空式温水ヒータ設備	保守点検	真空式温水ヒータ		年1回	1	式
浴場ろ過装置	保守点検	ろ過装置		年1回	1	式
浴場ガス給湯設備	保守点検	給湯機		年1回	1	式
		受水槽付給水装置				
		給湯循環ポンプ				
		密閉型膨張タンク				
消防設備	外観機能点検	消火器	一般型(10型・20型)	年2回	44	本
			強化液型		10	本
			移動型		1	本
	保守点検	消火栓設備	加圧送水機300ℓ/min 4.5KW		1	台
			消火栓箱		12	箇所
	保守点検	自動火災報知設備	受信機(30回線)		1	台
			副受信機		1	台
			感知器(スポット型差動式)		163	個
			感知機(スポット型低温式)		61	個
			感知機(煙)		74	個
			発信機		12	箇所
		非常警報設備	放送設備増幅器100W		2	台
		避難器具	避難梯子		1	箇所
		誘導灯			66	箇所
		防火扉			12	箇所
		移動式消火設備			1	台
冷温水発生装置(冷温水機)	保守点検	(冷房・暖房切替時)	冷房・暖房の切替作業	年2回	2	基
			冷房・暖房機器関係の点検・調整			
			燃焼系統の点検・調整			
			インターロックテスト・調整			
			安全装置の点検・調整			
			容量コントロールの点検・調整			
			各部総合点検			
		(冷房開始時)	機器関係の点検・調整	年1回	2	基
			燃焼系統の点検・調整			
			安全装置の点検・調整			
			容量コントロールの点検・調整			
			各部総合点検			
			濃度点検・調整			
		(運転休止中)	機器関係の点検・調整	年2回	2	基
			燃焼配管系統の洩れ点検			
			熱回収器掃除			
汚水処理施設	保守点検	法定検査(10条第1項)		週1回	1	式
		放流水水質検査		月1回		
		浄化槽汚泥引抜清掃(20立方メートル)		年1回		
		機械室、処理施設内の清掃		検査の都度		
エレベーター	保守点検	エレベーター	点検・手入れ保全	月2回	3	台
			消耗部品の供給	その都度		
			機能維持工事	必要に応じ		
			品質検査	年1回		
			緊急時の対応	その都度		
			法定検査の立会い	検査の都度		
			維持管理のための情報提供	その都度		
自家用電気工作物	保守点検	【受電設備(含配電設備・二次変電室設備)】		(全停電保守)	1	式
		引込線、電線及び支持物		年1回		
		遮断器、開閉器				
		母線、計器用変成器、断路器、避雷器、電力用コンデンサ、その他機器				
		変圧器		(無停電保守)		
		配電盤及び制御回路		2ヶ月1回		

		【電設・ニ】			
		接地装置			
		蓄電池			
		【電気使用場所の設備】			
		電動機、電熱器、電気溶接機、その他電気機器類、照明装置、配線及び配線器具、接地装置			
		【非常用予備発電装置】			
		ガスタービン及び附属装置、内燃機関及び附属装置			
		発電機及び励磁装置、接地装置			
		遮断器、開閉器、その他電気機器類			
舞台機構	保守点検	電動機の点検	年1回	1	式
		Vプーリー及びVベルトの点検			
		減速機の点検及び給油			
		ワイヤーロープの磨耗度点検			
		マグネットブレーキ部の点検及び清掃			
		ワイヤー捲取ドラム及びピローブロック部点検			
		チェーン及びスプロケット部の噛み合わせ点検			
		滑車類の磨耗度点検			
		カウンターウエイト部の点検			
		ガイドレール部の点検及びグリスアップ			
		マニラロープの緩み及び締め直し			
		ロープ止め点検			
		各部のワイヤークリップ締め直し			
		リミットスイッチ点検			
		制御盤及び操作盤の点検			
		溶接部分及び取付ボルト部分の点検			
		各部分の注油			
		幕類の取付状態の点検			
	臨時保守点検	舞台機構全般	異常発生時	1	式
舞台照明環境制御システム	保守点検	主操作盤	年1回	1	基
		副操作盤		1	基
		端末器		1	式
舞台音響装置	保守点検	音響調整卓	年1回	1	台
		レコードプレーヤー		1	台
		テープレコーダー		1	台
		スピーカー設備		1	台
		ワイヤレスマイク設備		1	台

Ⅲ　定期保守点検業務仕様書　各業務内容

＜真空式温水ヒータ設備保守点検業務内容（定期）＞

1　業務概要
　真空式温水ヒータ設備保守点検業務　　年１回
　大気汚染物質排出量調査　　年２回

2　設備概要
　前田真空式温水ヒータ　MFV-600K-36-N

3　業務内容
（温水ヒータ点検作業）
　本体、給水系統、安全弁、抽気装置、コントローラ、オイルバーナ、
　運転状態のチェック
（大気汚染物質排出量調査）
　ばい煙排出量（排出ガズ・ばい煙濃度）の測定

＜浴場ろ過装置保守点検業務内容（定期）＞

1　業務概要
　浴場ろ過装置保守点検業務　　年１回

2　設備概要
　明和工産 KK　MBF-1AR 型　ろ過装置　　一基
　明和工産 KK　MBF-2AR 型　ろ過装置　　一基

3　業務内容
　浴場用ろ過装置保守点検作業及び水質検査
　（内容）
　(1) ろ過装置分解・組み立て・整備
　(2) ろ材薬品洗浄
　(3) 浴槽水の水質検査

＜浴場ガス給湯保守点検業務内容（定期）＞

1　業務概要

浴場ガス給湯設備保守点検業務　　年１回

2　設備概要

ガス給湯器　50 号×3 台
受水槽付加圧給水ポンプユニット
給湯循環ポンプ
密閉型膨張タンク(給湯用)

3　業務内容

2 の設備一式に関する保守点検

＜消防設備保守点検業務内容（定期）＞

1　業務概要

消防設備保守点検業務　　定期点検　年 2 回

2　業務内容

(1) 消火器	・一般型（10 型・20 型）	45 本
	・強化液型	9 本
	・移動型　第 3 種	1 本
(2) 消火栓設備		
ア．加圧送水機 300 ﾘｯﾄﾙ／mm　4.5ｋｗ		1 台
イ．消火栓箱		12 箇所
(3) 自動火災報知設備		
ア．受信機（30 回線）		1 台
イ．副受信機		1 台
ウ．感知器	・スポット型差動式	163 個
	・スポット型定温式	61 個
	・煙	74 個
エ．発信機		12 個所
(4) 非常警報設備		
ア．放送設備増幅器 100ｗ		2 台

(5) 避難器具
　ア．避難はしご　　1箇所

(6) 誘導灯　　66箇所

(7) 防火扉　　12箇所

(8) 移動式消火設備　　1台

(9) ガス漏れ警報装置　　1式

(10) 火災通報装置　　1式

3　受託者は、前項の機器、設備の点検業務を履行するため各々の資格を有する技術者を派遣し、消防用設備等の点検基準に基づき誠実な点検を行うものとする。

4　点検は、契約期間中2回とし、8月及び2月に実施するものとし、日時については、防火管理者と協議のうえ決定するものとする。

5　消火器については、年間一般型8本、強化液型2本を順次消火剤を更新するものとする。

6　受託者は、点検業務のほか、事故又は、故障により、委託者の要請があれば直ちに技術者を派遣して修理調整等を行わなければならない。

7　点検に伴う雑材料及び物品は、受託者の負担とする。

8　点検、修理調整に伴う結果報告書は、その都度、施設管理者に提出しなければならない。

9　点検に必要な官公署への諸願申請・報告に要する経費は、受託者の負担とする。

＜冷温水発生装置保守点検業務内容（定期）＞

1　業務概要

冷温水発生装置の保守点検業務

2　冷温水器の概要

川崎Ｌ型吸収冷温水機　OLB-120E 型　　2 基

3　業務内容

(1) 冷房・暖房開始時に行う保守作業

項　　目	実　施　内　容
①　冷房・暖房の切替作業	年２回 切替弁等を操作し、セットする。
②　機器関係の点検・調整	各機器（ポンプ類・弁類・計器類）が正常に作動するか点検し、調整する。
③　燃焼系統の点検・調整	正常に燃焼するか点検し、調整する。
④　インターロックテスト・調整	冷却水温度コントロールや起動・停止の際の各機器の作動が正常かテストし、調整する。
⑤　安全装置の点検・調整	各安全装置（凍結サーモスイッチ・冷水差圧スイッチ・再生温度及び再生圧力スイッチ等）が正常に作動するか点検し、調整する。
⑥　容量コントロールの点検・調整	冷温水温度による燃焼系統制御弁の容量コントロールが温度調節器による設定通り正常に動くか点検し調整する。
⑦　各部総合点検	吸収器・冷媒が正常に循環し、正常な冷凍効果が出ているか安全運転ができているか等総合的に点検する。

(2) 冷房開始時に行う保守作業

項　　目	実　施　内　容
①　機器関係の点検・調整	冷房運転時に実施し、内容は１項と同様。
②　燃焼系統の点検・調整	
③　安全装置の点検・調整	
④　容量コントロールの点検・調整	
⑤　各部総合点検	
⑥　濃度点検・調整	冷房時に吸収液濃度を測定して適正な値かどうか点検し、調整する。

(3) 運転休止中に行う保守作業

項　　目	実　施　内　容
①　機器関係の点検・調整	各機器外観・表示値に異常がないか点検する。
②　燃焼配管系統の洩れ点検	外部洩れ及び遮断弁の通り抜けがないか点検する。
③　熱回収器掃除	熱回収器に付着した煤等を除去する。

＜汚水処理施設保守点検業務内容（定期）＞

1　業務概要

汚水処理施設定期保守点検業務

2　浄化槽の概要

設置場所　　鈴鹿市住吉町南谷口 三重県立鈴鹿青少年センター

型　　式　　長時間ばっ気方式合併浄化槽、385 人槽

80m³／日放流　BOD20ppm

3　委託業務の内容

(1) ポンプ類、粉砕機、送風機等の電圧電流、給油状況、異音の有無、振動の有無、ポンプ類の揚水状況、軸受の発熱の有無、レベルスイッチの点検調整。

(2) スクリーン及び沈砂池の状況、流入水量の状況、それに伴うスクリーンかす及び土砂の場外搬出作業。

(3) ばっ気槽混合液の色相、臭気、水温、水素イオン濃度、３０分沈降汚泥の状況、送気量の調整及び返送汚泥量調査。

(4) 沈でん池のスカム及び汚泥の除去、調整。

(5) 処理水の水温、色相、臭気、水温、水素イオン濃度等の簡易水質検査。

(6) 放流水の残留塩素検査、消毒薬品の有無、補充。

(7) 次の各号に掲げる業務を実施する。

① 浄化槽法第 10 条第１項の規定に基づく保守点検　　週１回

② 放流水の水質検査　　月１回

水質検査項目：生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質濃度（SS）、塩化物濃度（Cl－）、全窒素濃度（T－N）、水素イオン濃度（ＰＨ）、大腸菌群数、透視度、遊離残留塩素 全リン濃度（T－P）

なお、放流水の水質検査については、委託することができる。

③ 浄化槽汚泥引抜清掃　　20m³　　年１回

(8) 機械室、処理施設内の清掃。

4　受託者は前項の合併浄化槽の正常な機能を維持するため、定期的に資格を有する技術者を派遣し、維持管理業務を実施しなければならない。

5　定期の点検の他、事故又は故障により、委託者の要請があれば、ただちに技術者を派遣して、修理・調整しなければならない。

これらに要する内、取替部品を除いた経費は、受託者の負担とする。

6　維持管理（定期及び臨時、並びに水質検査）に伴う結果報告書は、その都度施設管理者に提出すること。

＜エレベーター保守点検仕様書（定期）＞

1　業務概要

エレベーター保守点検業務　　定期点検　月２回

2　設備概要

(1) 交流中速エレベーター(車椅子用)　　３台

・地震時管制運転装置付
・停電時自動着床装置付
・音声合成装置付
・リモート装置付（２台）

3　業務内容

(1) 点検・手入れ保全

① 定期的に計画的な点検・手入れ保全（給油・調整・清掃等）を実施する。
② 点検・手入れ保全の箇所・機器・内容は＜別表－Ⅰ（エレベーター）及び、別表－Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ（リモート）＞記載のとおりとする。
③ 点検・手入れ保全を行ったときは、「作業報告書」を提出する。

(2) 消耗部品の供給

① 本仕様書に記載の作業に必要な部品のうち、消耗部品（通常の使用による磨耗・劣化により、補完・交換を頻繁に行う小部品・油脂類等）は受託者が負担する。
② 消耗部品の範囲は、＜別表－Ⅱ（エレベーター）及び、別表－Ⅳ（リモート）＞のとおりとする。

(3) 機能維持工事

① 対象設備の機能維持を図るため、機器の磨耗・劣化を予測し、その予測に基づいて受託者が必要と認めた場合は、機器の構成部品の修理・取替行う。ただし、その対象となる機器の磨耗・劣化は、対象設備を通常使用する場合に生ずる範囲のものに限るものとする。
② 機能維持工事の範囲は、＜別表－Ⅲ（エレベーター）及び、別表－Ⅴ（リモート）＞記載のとおりとする。
③ 機能維持工事が終了したときは、「工事完了書」を提出する。

(4) 品質検査

１年に１回、対象設備の総合的な機能を確認する検査を行う。品質検査の結果については、「定期検査報告書」を提出する。

(5) 緊急時の対応

委託者から、対象設備について故障等の緊急事態が発生した旨の通報があった場

合は、速やかに、対象設備の運行状態を確認するとともに事態に応じた適切な処置をとること。この処置の結果については、「作業報告書」を提出する。

(6) 法令に基づく検査の立会い

① 建築基準法第12条又は労働安全衛生法第41条に基づく法定検査の立会いを行う。

② 委託者から前①の法定検査及び法定検査諸事項の実施を依頼されたときは、責任をもって実施し、結果を特定行政庁へ報告する。

(7) 維持管理のための情報提供サービス

委託者による日常管理を、より万全に行うために、安全確保・正しい利用方法について案内する。また、関係諸法規改正の連絡等の情報提供サービスを行う。

＜自家用電気工作物保安管理業務内容＞

1　業務の概要

自家用電気工作物保安管理業務

（設備内容）

・需要設備容量　　450kVA

受電電圧　　6,600V

非常用予備発電装置　　DE 予発　　100kVA　　220V

点検、測定及び試験の基準

2　需 要 設 備

電気工作物		点検、測定及び試験項目	定期点検A	定期点検B		臨時点検
				Ⅰ	Ⅱ	
受電設備（含配電設備・二次変電室設備）	引込線 電線及び支持物	外観点検	○	○		必要の都度
		観察点検			○	
		＊1 絶縁抵抗測定			○	
		放電雑音測定		○		
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○		必要の都度
		観察点検			○	
		＊1 絶縁抵抗測定			○	
		＊1 継電器の動作試験		○	○	
		＊1 継電器との結合動作試験			○	
		＊1 トリップ回路の導通試験		○		
		＊2 絶縁油酸価試験			○	
		絶縁油耐圧試験			同上不良の場合	
		＊2 内部点検			○	
		放電雑音測定		○		
		温度測定		○		
	母線 計器用変成器 断路器、避雷器 電力用コンデンサ その他機器	外観点検	○	○		必要の都度
		観察点検			○	
		＊1 絶縁抵抗測定			○	
		放電雑音測定		○		
		温度測定		○		
	変圧器	外観点検	○	○		必要の都度
		観察点検			○	
		＊1 絶縁抵抗測定			○	
		＊3 絶縁油透明度試験			○	
		＊3 絶縁油酸価試験			○	
		絶縁油耐圧試験			同上不良の場合	
		＊3 内部点検			○	
		放電雑音測定		○		
		温度測定		○		
	配電盤及び 制御回路	外観点検 観察点検	○	○	○	必要の都度
		＊1 絶縁抵抗測定			○	
		＊1 継電器の動作試験			○	
		＊1 継電器との結合動作試験			○	
		放電雑音測定		○		
		温度測定		○		

設備（含配電設・二次変電室設備）	接地装置	外観点検	○	○		必要の都度
		観察点検			○	
		＊4 接地抵抗測定		○	○	
	蓄電池	外観点検	○	○		必要の都度
		観察点検			○	
		比重測定	1回／年	○	○	
		液温測定	1回／年	○	○	
		電圧測定	1回／年	○	○	
電気使用場所の設備	電動機、電熱器 電気溶接機 その他電気機器類 照明装置 配線及び配線器具 接地装置	外観点検	○	○		必要の都度
		観察点検			○	
		＊1，5 絶縁抵抗測定			○	
		＊4 接地抵抗測定		○	○	
		温度測定		○		
		＊6 絶縁監視				
非常用予備発電装置	ガスタービン 及び附属装置 内燃機関 及び附属装置	外観点検	○	○		必要の都度
		観察点検			○	
		起動試験	○	○	○	
	発電機及び励磁装置 接地装置	外観点検	○	○		必要の都度
		観察点検			○	
		＊1 絶縁抵抗測定		○	○	
		＊4 接地抵抗測定		○	○	
	遮断器 開閉器 その他電気機器類	受電設備と同じ				受電設備と同じ

注（1）定期点検Ｂ（Ⅰ）は無停電で行う点検（無停電点検）で定期点検Ｂ（Ⅱ）は停電をして行う点検（停電点検）をいい、3年に1回は定期点検Ｂ（Ⅱ）を行うものとする。
ただし、設備の条件等により定期点検Ｂ（Ⅰ）が実施できない場合もある。

（2）＊1を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがある。

（3）＊2を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過時に、10年を超えたものは5年経過毎にそれぞれ行うものとする。
ただし、定期点検Ｂ（Ⅰ）の点検周期により、経過年数以前に行うことがある。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。
なお、柱上油入開閉器については委託者の依頼によって行うものとする。

（4）＊3を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過毎に、20年を超えたものは3年経過にそれぞれ行うものとする。
ただし、定期点検Ｂ（Ⅰ）の点検周期により、経過年数以前に行うことがある。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。

（5）＊4を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがある。

（6）＊5を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることがある。

（7）＊6を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいう。
この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を隔月1回、誤差試験を年1回行うものとする。

＜舞台機構保守点検業務内容（定期）＞

1　事業概要

舞台機構保守点検業務　　定期点検　年１回

2　業務内容

(1) 定期保守（年１回実施）

- 電動機の点検
- Ｖプーリー及びＶベルトの点検
- 減速機の点検及び給油
- ワイヤーロープの磨耗度点検
- マグネットブレーキ部の点検及び清掃
- ワイヤー捲取ドラム及びピローブロック部点検
- チェーン及びスプロケット部の噛み合わせ点検
- 滑車類の磨耗度点検
- カウンターウエイト部の点検
- ガイドレール部の点検及びグリスアップ
- マニラロープの緩み及び締め直し
- ロープ止め点検
- 各部のワイヤークリップ締め直し
- リミットスイッチ点検
- 制御盤及び操作盤の点検
- 溶接部分及び取付ボルト部分の点検
- 各部分の注油
- 幕類の取付状態の点検

(2) 臨時保守

舞台機構に異常が生じた時は速やかに適切な処置を取ること。

舞台吊物装置点検表

現場名	三重県立鈴鹿青少年センター	点検者	
点検年月日	平成　　年　　月　　日（　　）		

点検項目		中割緞帳	一文字幕1	吊物バトン1	中割幕	一文字幕2	袖幕	巻取スクリー	一文字幕3	吊物バトン2	中割バック幕				
点検数															
ワイヤーロープ関係	引分式ワイヤー														
	昇降式ワイヤー														
	吊ワイヤー														
	引分式ロープ														
	吊ロープ														
	結束														
滑車関係	現滑車														
	横滑車														
	枝滑車														
	ボルト　ビス														
機器部関係	モーター														
	減速機														
	Vベルト														
	リミッタ装置														
	リレー装置														
	取付ボルト														
カウンターウエイト	ブレーキ車														
	マニラロープ車														
	ガイドレール														
特記事項															

＜舞台照明環境制御システム保守点検業務内容（定期）＞

1　業務概要

舞台照明環境制御システム保守点検業務　　定期点検 年１回

2　業務内容

点検対象装置	点検項目及び保守内容	修理等の措置
①主操作盤 ②副操作盤 ③端末器	《外観点検》 ・機器設置環境条件の確認 （温度0～40℃相対湿度 45～85%－結露なきこと） ・変形、損傷、腐食及び磨耗の有無を点検する。 ・取付状態の良否を点検する。 ・異音、異臭及び変形の有無を臭覚、聴覚、目視及び手触により点検する。 ・接続端子部の緩みの有無を点検する。 ・プリント基板等のハンダ付け箇所を点検する。 （ヒーティングサイクルによる経年変化による変化を含む） ・温度上昇の状態を手触及び計器により点検する。 ・表示灯、LCD等に関する点検をする。 （発行輝度等のﾁｪｯｸを含む） 《制御機能点検》 ・主操作、壁スイッチ、各センサー入力操作を行いプログラム通りに制御することを点検する。 ・端末器の点検を実施する。 ・委託者の要望によりプログラムを変更する。 《データ保存》 ・貴重なデータを万が一に備える。 《電気的特性試験》 ・各電圧測定及びパルス巾の測定をする。 ・メモリーバックアップ用(蓄)電池端子電圧測定及び容量試験を実施する。	修理又は交換が必要と判断した場合は、報告し処理を講じるものとする。 （それに係る費用は部品代のみとする。） 素材の特性に合わせた交換ｻｲｸﾙに従って、適正時期に交換を勧める。 交換ｻｲｸﾙに基づき蓄電池を取り替える。

＜舞台音響装置保守点検業務内容（定期）＞

1　業務概要

舞台音響装置保守点検業務　　定期点検　　年１回

2　業務内容

＜保守物件＞

・音響調整卓	一基
・レコードプレーヤー卓	一式
・テープレコーダー卓	一式
・スピーカー設備	一式
・ワイヤレスマイク設備	一式

＜点検内容＞

・外観・機能点検
・絶縁試験
・連続運転試験
・その他必要と認められるもの

＜特殊建築物等定期点検調査業務内容（定期）＞

1　業務概要

建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項に基づく「建築物等」及び「昇降機以外の建築設備」の定期点検調査

2　施設概要

・管理研修棟	鉄筋コンクリート造	地上 2 階
・総合研修館	鉄骨造	地上 1 階
・宿泊サービス棟	鉄筋コンクリート造	地上 2 階
・エレベーター棟（宿泊棟側）	鉄骨造	地上 3 階
・エレベーター棟（研修棟側）	鉄筋コンクリート造	地上 3 階

3　調査方法

(1) 調査基準は「特殊建築物等定期点検業務基準（公共建築物用）」及び「特殊建築定期点検業務基準（公共建築物用）」に基づき、特殊建築物等について現地調査し、調査報告書を作成するもととする。

(2) 点検調査については、建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項に基づき、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者が行うもととする。

4　調査報告書の作成

報告書の作成については、調査と同様に「特殊建築物等定期点検業務基準（公共建築物用）」及び「特殊建築定期点検業務基準（公共建築物用）」に基づき、以下のとおり作成することとする。

① 特殊建築物等定期点検
- (1) 建物履歴等票
- (2) 定期点検票
- (3) 点検結果図

② 建築設備定期点検
- (1) 定期点検項目表
- (2) 定期点検票
- (3) 点検結果図

③ 定期点検結果報告書

④ 改修案及び概算見積書（不具合があった場合のみ）

⑤ 総合所見

⑥ 資料（調査報告に添付が必要なもの）

Ⅳ　清掃業務仕様書

1　業務概要

清掃業務は、次に掲げる項目のとおりとする。

(1) 日常清掃

(2) 特別清掃

(3) 受水槽及び高置水槽の清掃

(4) 害虫等の防除

2　作業時間

(1) 清掃を行う時間帯は 8:00～17:00 とする。(休憩時間 45 分)

(2) 日常清掃作業は休業日を除いて原則毎日実施し、特別清掃作業は原則として第 1 月曜日に実施するものとする。

3　受託者の責務

(1) 常駐させる人員

受託者は、常に作業員を現場に出勤させ、主任者を配置し、委託者の指示を受け清掃作業の指導監視を行い、清掃作業の完遂を期するよう努めるものとする。

常駐させる作業員は、2 名とする。

(2) 法令の遵守

この業務の遂行に当たっては、関係法令を遵守し、施設の安全と良好な環境の保持に努めなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、業務上知りえた 財団法人三重県体育協会 三重県立鈴鹿青少年センター (以下「センター」という。) の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(4) 信用失墜行為の禁止

受託者は、センターの信用を失墜する行為をしてはならない。

(5) 業務従事者の身分の明確化

受託者は、受託業務の実施に先立って、業務従事者の氏名年齢を記載した名簿を委託者に届出なければならない。業務従事者を変更する場合も同様とする。

また、業務従事者に対しては清掃業務をするに適した統一された服装及び名札を着用させなければならない。なお、これにかかる費用は受託者の負担とし、服装については事前に委託者と協議するものとする。

(6) 指導教育

受託者は、業務従事者に対して受託業務上必要とする教育訓練を実施し、当施設の管理運営に支障をきたさないよう万全を期すものとする。この場合、細部については業務責任者が委託者と協議の上、業務従事者の指導教育にあたることとする。

(7) 施設管理運営事業への参画

受託者は、委託者が実施する消防訓練及びその他の施設管理運営上、必要な事業に参画しなければならない。

(8) 損害その他

作業実施にあたり、建物、工作物その他に対し損害を与えたときは、受託者の負担とする。

(9) 作業実施中、破損箇所等を発見した場合は直ちに委託者に報告すること。

(10) 作業実施中、利用者の忘れ物等を発見した場合は直ちに事務所に届けること。

4 費用負担等

(1) 本作業に使用する機械、器具、材料等はすべて品質良好な物で、予め検査を受けた品質か、これと同等以上の物を使用すること。本作業に使用する機械等は受託者の負担とする。

(2) トイレットペーパー、ビニール袋（ゴミ袋、トイレ用）、石鹸等は委託者の負担とする。支給品の保管は、管理簿等により受託者の負担で行うこと。

(3) 受託業務の遂行のために必要な用水、電力、ロッカー、机、資材置場等は委託者が無償で貸与する。また、業務作業員の事務室（控室）は、委託者において無償提供する。

5 業務計画書等の提出

(1) 業務計画書の提出

受託者は、契約締結後直ちに業務組織表及び実施計画書を委託者に提出するものとする。

(2) 作業報告書及び作業予定書の提出

受託者は、この作業の実施にあたり毎月の日常作業、定期清掃、特別清掃の作業報告書及び作業予定表を当該月の翌月初め及び毎前月末までに提出すること。

(3) 作業日誌の提出

受託者は、毎日の作業終了後、作業業務報告書（日報）に必要事項を記入し、当日清掃作業終了後に提出すること。

(4) 様式等

上記の報告書及び日誌の様式は委託者と協議の上、定めることとし、その作成費用は受託者の負担とする。

(5) 改善命令

委託者は、受託業務に関して調査し、又は報告を求め、必要のある時は改善を命ずることができる。この場合は、受託者は直ちにそれに応じてその結果を報告しなければならない。

(6) 持込備品のリストの提出

受託者は、契約締結後速やかに受託業務にかかる持込み備品リストを提出し、委託者の承諾を得るものとする。

6 作業管理等

(1) 鍵等の管理

貸与した鍵等は、慎重に取り扱い、業務を遂行するため必要な時間と場所に限って使用すること。

(2) 安全管理

作業の実施にあたっては、作業員の安全に十分配慮し、衛生及び火気の取扱について注意するとともに、センターの業務に支障をきたさないよう次の事項について十分注意すること。

(ア) 塵埃を飛散させないこと。

(イ) 清掃器具、使用物品の取扱に注意し、センターの施設・備品等を損傷しないこと。

(ウ) 消防法第2条第7号に規定する発火性又は引火性の危険物は絶対に使用しないこと。

(エ) 喫煙は指定の場所以外でしないこと。

7 損害予防措置等

(1) 危害及び損害予防措置

受託者は、業務の実施にあたっては、センター又は第三者に危害を与えないように万全の措置をとらなければならない。また、危害や損害を与えた場合、若しくはその恐れがある場合には、業務責任者は直ちに委託者に報告すること。

(2) 破損箇所に対する措置

業務従事者は業務中に破損箇所を発見した場合は委託者に報告しなければならない。

8 損害賠償責任

受託者は業務遂行上、故意又は過失によりセンター又は第三者に損害を与えた場合は、センターの責務に帰する場合のほか、その賠償責任を負う。

9 作業範囲

センター施設、外周及び庭園

10 作業工程

(1) 清掃その他の作業の工程は、委託者が定める清掃作業実施基準表に基づき、これの指示をうけること。

(2) 受託者は、実施工程表及びその方法を予め定め、これによる作業実施計画表を作成し、委託者の承認を得ること。

11 日常清掃

(1) 電気掃除機掛け

じゅうたん、カーペット、畳、精密機器設置場所等の塵挨の除去を行うこと。

(2) 掃き掃除

ア) Pタイル床（塩ビシート類を含む） ・・・ フロアーブラシで掃き、化学モップでから拭きを行うこと。

イ) タイル床・石床・板床 ・・・・・・・・・ フロアーブラシで掃き、必要に応じ水拭きを行うこと。

ウ）モルタル床　　……　　ほうき類で掃き、必要に応じ水拭きを行うこと。

(3) 雑巾掛け
窓枠、扉、手すり、カウンター等の水拭きを行うこと。

(4) ガラス拭き
玄関ガラス等を石鹸水を用いて拭き、更に乾布で拭き、磨きを行うこと。

(5) 金属、光沢部分の磨き出し
研磨剤等を利用して磨き出しを行い、金属まわりの手垢等は、洗浄剤等で拭き取ること。

(6) 塵払い及び拭き掃除
吹出口、ガラリ、エレベーター（かご内及び扉）の塵挨を払い、必要に応じ汚れ部分は、水又は洗浄剤で拭き取る。

(7) 紙屑、煙草の吸殻清掃
退所の際、煙草の吸殻、紙屑等を所定の場所へ回収し、容器を洗浄すること。

(8) 沸器、流し台、茶がらの清掃
湯沸器、流し台、茶がら入れの清掃を行うこと。茶がらは所定の場所へ回収すること。

(9) 便所の清掃及び用品の補給
便所、洗面台、鏡及び床面は洗浄剤で入念に洗浄し、隔壁等汚れ部分は水拭きし、汚物入れは、内容物を処理し、水洗いを行うこと。
又、トイレットペーパー、手洗い石鹸水を常時補給しておくこと。

(10) 塵挨等可燃性ゴミ
可燃性ゴミ及び不燃性ゴミ（生ゴミを含む。）等はセンター施設内の指定の場所へ集積すること。

(11) 外回りのゴミ等の回収
巡回し、紙屑、煙草の吸殻、缶、瓶類等の回収を行うこと。

(12) 散水
庭園等の樹木の状況に応じて散水すること。特に夏季においては十分配慮すること。

(13) 浴場
浴場内の清掃は毎日石鹸等を用いて入念に行うこと。
水の入れ換えについては委託者の指示により随時行うこと。

(14) 宿泊室寝具整頓
清掃時に、洋室寝台上及び和室押入れの寝具の整頓をセンター整頓見本に基づき行うこと。併せて、洋室寝台の清掃も行なうこと。

１２　特別清掃

(1) 床掃除　年４回

ア）Ｐタイル床（塩ビシート類を含む）　…　拭き掃除又はクリーナーにより清掃のうえ洗浄剤で洗浄し、水拭き、ワックス塗布、研磨仕上げをすること。

イ）タイル床・石床・板床　　……　　拭き掃除及び水洗いをして、水を十分拭き取り必要に応じてワックス仕上げすること。

(2) 窓ガラス拭き　年３回
外窓の両面を洗浄剤を用いて拭き、更に乾布で拭き磨きを行うこと。
(3) 廊下、会議室等共用部分の照明器具等の清掃、取り換え、天井、壁、パーテーション、照明器具、時計等の塵挨を払い、汚れ部分は水、又は洗浄剤で拭き取ること。談話室、総合研修館等の蛍光灯、電球等の取り換えを行うこと。なお、蛍光灯、電球等の代金は、委託者の負担とする。
(4) 草取り
庭園、建物周囲の雑草等を除草すること。
(5) 構内排水(雨水)施設掃除
構内の溜ます、側溝の泥等を処理し、清掃すること。
(6) 網戸掃除

１３　受水槽及び高置水槽の清掃
(1) 作業に使用する器具は、貯水槽を清掃する専用のものとし、他のものを使用してはならない。
(2) 消毒液は、次亜塩素ナトリウム 12%原液を 100ppm に希釈したものを使用すること。
又、清掃後の槽の消毒は２回以上とする。
(3) 槽及び給水せん末端の残留塩素の濃度は 0.2ppm 以上とする。
(4) 照明器具は、防水防塵のものとし、漏電等に注意すること、又、ポータブルファン等による槽内の換気を行う。
(5) 洗浄は、ＨＩワッシャーにて高圧洗浄を３回以上実施すること。
(6) 金属部の錆については、錆落としを完全に行い防錆処理を施す。
(7) 第２回目の高圧洗浄後に、槽内の全面消毒を行うこと。又、消毒 20～30 分後に槽内３回目の高圧洗浄を行い、最終洗浄汚水を完全に排水すること。
(8) 最終洗浄後に水張りを実施するとともに、各種自動機器の作動点検を行うこと。
(9) 作業の実施は、勤務時間外とし、必ず委託者の指示により行うこと。

１４　害虫等の防除（ダニを含む。）
(1) 使用薬剤
① ダニ駆除薬剤
② スミチオン 10%・DDY5%混合乳剤の 16 倍液
③ ピレスロイド系殺虫剤
(2) 作業方法
① ダニ発生の場所(宿泊棟等)に燃煙、又は煙霧とする。
② ごきぶり等害虫の駆除、水廻り関係の部屋については、（１）②の薬剤を散布し、水廻り関係以外の場所については、（１）③の薬剤を散布する。
(3) 回数
① ダニ駆除　　年２回
② ゴキブリ駆除　　年６回
(4) 注意事項

① 殺虫剤には多少の毒性があるので、食器類食物は部屋外に投出すること。
② 備品その他薬害に及ぼすものには、養生を施すこと。
③ (1) ①, ③の薬品は、魚に対する毒性が強いため魚類等の存在する部屋では使用しないこと。
④ (1) ①, ③の薬品を、散布した後は、1時間位部屋に入らないこと。
⑤ 作業の実施は、勤務時間外とし、必ず庁舎管理者の指示により行うこと。

１５　作業上の留意事項

(1) 清掃作業は、センターの特殊性を考慮し、特に次の事項に留意すること。
① センターの業務に支障のないよう実施する。
② 作業が一般利用者の支障にならないよう注意すること。
③ 常に利用者から見られていることを認識し、不必要な私語、態度等をとらないように注意する。
④ 社会教育施設であることを十分認識し、利用者には良好な態度で接すること。

(2) 受託者は、従業員の労務管理及び健康管理等を適正に行うとともに、従業員に事故がある時は、代替要員を確保し業務に支障のないように留意すること。

(3) その他、細部については委託者の指示を受けること。

◆ 宿泊サービス棟(清掃業務作業基準表)

＊( )内は箇所数

作業区分	区分		1階								2階								3階							屋外部分					
			専用部分					共用部分			専用部分		共用部分						専用部分		共用部分					専用					
	室種別	清掃場所名	食堂	ラウンジ	小浴場・WC	身体障害者用浴室・WC	リネン室	階段(2)	WC(2)	食堂ホール廊下	リーダー室(3)	洋室(9)	和室(10)	談話コーナー	階段(2)	洗面所(2)	WC(2)	エレベーター	廊下・ホール	リーダー室(3)	洋室(18)	談話コーナー	階段(2)	洗面所(2)	WC(2)	廊下・ホール	犬走り	建物廻り	駐車場	屋外階段	車庫	ステージ
		㎡	232.8	158	163.7	27.54	16.96				60.34	195	322.2	42.88	31.36	24.43	70.19			79.1	479.7	14.4	31.36	24.43	70.19							
	作業内容	床面・材質	ビニシート	ビニタイル	磁器タイル他	モザイク	ビニシート	ビニシート	ビニシート	ビニシート	畳・ビニ・甲板	ビニ・甲板・カ	畳・ビニ・甲板	フローリング	ビニシート	ビニシート	モザイク	ビニタイル	ビニシート	畳・ビニ・甲板	ビニ・甲板・カ	ビニシート	ビニシート	ビニシート	モザイク	ビニシート	モルタル仕上げ	U字溝	アスファルト	鉄骨鉄板	モルタル仕上げ	コンクリート
日常清掃	(1)電気掃除機掛け			1/週	1/日	1/日					1/使	1/使	1/使							1/使	1/使											
	(2)掃き掃除		適				1/日	1/日	1/日	1/日				1/日	1/日	1/日	1/日		1/日			1/日	1/日	1/日	1/日	1/日	適	1/日	1/日	適	適
	(3)雑巾掛け				1/日	1/日		1/日	1/日	1/日	1/使	1/使	1/使	1/週	1/日	1/日	1/日		1/日	1/使	1/使	1/週	1/日	1/日	1/日	1/日						
	(4)ガラス拭き				1/日	1/日			1/日	1/日						1/日	1/日		1/日					1/日	1/日	1/日						
	(5)金属、光沢部分の磨き出し							1/月							1/月			適					1/月								
	(6)塵払い及び拭き掃除							1/日	1/日							1/日	1/日	1/日					1/日	1/日	1/日				週		
	(7)紙屑、煙草の吸殻清掃													1/日		1/日						1/日		1/日							
	(8)沸器、流し台、茶がらの清掃																														
	(9)便所の清掃及び用品補給				1/日	1/日			1/日							1/日	1/日							1/日	1/日						
	(10)塵埃等可燃性ゴミ				1/日	1/日			1/日		1/使	1/使	1/使				1/日			1/使	1/使				1/日						
	(11)外周部ゴミ等回収																									1/日	適	1/日	1/日		1/日
	(12)外周部散水																									適	適	適			適
	(13)浴場清掃																														
	(14)宿泊室寝具整頓											1/使	1/使								1/使										
特別清掃	(1)床(ワックス)掃除		4／年(食堂は6/年)																												
	(2)窓ガラス拭き		3／年																												
	(3)照明器具等の清掃、取り換え		2／年																												
	(4)外周部草取り		2／年																												
	(5)構内排水(雨水)施設掃除		2／年																												
	(6)網戸清掃		2／年																												
備考																															